

指導スタイル論と運動学的認識

—「M. モストンのスペクトル論から見ためあて学習」を基礎として—
柴田 俊和¹⁾

A Study of The Spectrum of Teaching Styles from Bewegungslehre Toshikazu SHIBATA

Key words : モストン, 指導スタイル論, スペクトル論, めあて学習, 運動学的認識

1. はじめに

平成20年に小学校と中学校, 21年に高等学校の学習指導要領が改訂された。中央教育審議会答申で, 子どもたちの体力低下や運動へのかかわり方の二極化が問題視され, その一因として体育の指導法として広く行われている「めあて学習」が批判的になっている。

前々回の指導要領改訂に伴い, 新たに提案された指導法が「めあて学習」であり, 子どもたちの課題解決能力を体育学習において向上させる方法論として, 小学校を中心に全国に広く浸透している。

1990年代に, 目的や方法論が十分に理解されないまま実践されている「めあて学習」によって子どもの運動技能や体力が低下している状況に対して, モストンの指導スタイル論が紹介された。しかし, この方法論にも指導方法と指導形態が混在しており複雑すぎるという問題点が指摘され, 日本においては一般化されることがなかった。

体育実技における各単元の学習の目的や内容に応じて様々な指導方法を選択して使い分ける必要性は理解されたが, 小中学校の学習の現場でこの方法論は活用されなかった。

本稿では, めあて学習と指導スタイル論の問題点を運動学的視点から問い直し, これからの学習指導に活用するための方向性を示そうとする研究

の途中経過を示す。

2. 指導スタイルのスペクトル論とは

ムスカ・モストンの「指導スタイルのスペクトル論 (The Spectrum of Teaching Styles)」の基本的な骨子は1960年代初頭に創られ, Teaching Physical Educationの1966年初版, 1981年第2版, 1986年第3版, 1994年第4版, 2003年第5版と改訂されてきた。

モストンは, 1950~70年代のアメリカの教育改革運動において提唱された様々な指導・学習理論を, 非対立的構図を基礎とした並列的配置 (Spectrum) の中にすべて取り込み, 教材-指導-学習の関係からその学習場面の目的に応じた最適の指導方式をオプション的に活用するという, 使用者 (現場教師) の視点からの発想を「指導スタイルのスペクトル論」と名づけて発表した。

彼は, 光学的な色スペクトルのように「並列に配置された」11種類の指導方式を「指導スタイル (Teaching Style)」と名づけ, 時代的流行や個人的特有性から独立した普遍的・一般的な指導行動の構造を示すものとして位置づけている。

「指導行動は意思決定の連続である (Teaching Behavior is a Chain of Decision Making.)」という単純な公理に基づいて, 「指導スタイルの構造分析 (The Anatomy of Teaching Style)」を通すことによって得られた「教材と学習との間の橋」

1) 生涯スポーツ学科

の役割を担う指導方式の11種類の選択肢群がスペクトルであり、構造分析とスペクトルを含むその全体像を示す理論的な概念の枠組みが「指導スタイルのスペクトル論」である。

自立的な創造的思考活動を目指した「学び方の学習」の過程をも含み込む、計画的な統合された学習システムの枠組みが、指導スタイルのスペクトル論の本質である。

3. スペクトル論から見ためあて学習

平成7年の小学校体育指導資料の中で、「『めあて学習』は、ある特定の運動領域の学習の進め方を示しているのではなく、運動領域全般にわたっての学習の進め方を示したものである。」と述べた後、①自主性の重視の観点、②「めあて」の自己決定の重視の観点からその具体的特徴を示している。

細江は、「めあて学習」を「めあての自己決定プロセスを重視した課題解決型学習」と定義しており、「体育の目標・内容・方法を一貫させた概念としての新しい問題解決学習の在り方を主張する学習形態である」として、「めあて学習」の基本的な理念構造である「学習様式の枠組み」の構想を示していた。

細江が示した「学習様式の枠組み」の構想は、単元の中で取り扱う運動（プログラム）の性格（A,B）と学習活動の性格（P,Q）の組み合わせによって、PA（基礎・基本型）、PB（応用・体験型）、QA（自主・選択型）、QB（発展・追求型）の4つの学習様式のモデル（めやす）ができることを示している。これが「めあて学習」の構造を示すものであるとするならば、「めあて学習」は1つの学習方式ではなく、「めあての自己決定プロセスを重視した課題解決型学習の4つのストラテジーを含む枠組みである」といえる。

『めあて学習』とは、すべての子どもに運動の特性にふれる楽しさ体験を求め、自発的・自主的に運動に取り組むことのできる力を育てることを目指した、めあての自己決定プロセスを重視した課題解決型学習の4つの指導スタイルを含んだ枠組みであり、そこでの指導スタイルの選択の基準は、教材の選択と学習方法の選択における意思決定の主体性（イニシアチブ）であるといえる。

モストンは、学習者設計個別プログラム・スタ

イルの解説において、自主的創造的（発見的）学習活動に参加するためには、相応の事前の自己観察や自己評価や自己フィードバックを含む発見的活動や創造的活動に関する教師による意図的な訓練としての「学び方の学習」が行われていなければならないことを示している。

このような意味において、細江の示す4つの学習様式に応じた指導過程のスタイルは、段階的に目的に応じて選択することによって、モストンの示す条件をクリアできる要素を持った学習様式の枠組みであると言える。そして、「めあて学習」の構造をこのように理解することによって、はじめて「めあて学習」本来のねらいが達成されると言える。

4. 指導スタイル論と運動学的認識

新しい小中高等学校の学習指導要領が告示され、小学校では平成21年度から移行措置が開始され、平成23年度には完全実施されることになる。必修化された体育理論で「身体知」を理解させることにより、「わかる」と「できる」をつなげる学習が重視された今回の指導要領において、自己観察や自己評価や自己フィードバックを含む発見的活動や創造的活動に関する教師による意図的な訓練としての「学び方の学習」が重要視されなければならないことは言うまでもない。

しかし、検討してきた2つの学習システムでは、自発的・創造的学習を重視するあまり、体育における運動学習の本質的な部分である「運動と学習者との生きた関係」つまり「運動ができるようになるために学習者が何をどのように行っているのか」については具体的に示されておらず、検討もなされていない。

教師主導で行われる運動学習であっても、児童生徒に自己観察や自己評価や自己フィードバックを含む発見的活動や創造的活動ができるようになるために、運動学的認識に基づいた「指導スタイル論（めあて学習論）」を再構築することが緊急の課題である。

参考文献

- Mosston, M. & Ashworth, S. (2002). *Teaching Physical Education* (5th ed.)
金子明友 (2009). *スポーツ運動学*, 明和出版